

## 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」



(法人・事業所名) 医療法人社団 水澄み会

(所 在 地) 島根県浜田市三隅町河内 451-1

(取組期間) 令和8年1月1日 ~ 令和10年12月31日 (3年以内)

## 事業所名(サービス種別)

アゼーリみすすみ（介護老人保健施設、通所リハビリテーション）ディサービスセンターもやいの家うのはな（通所介護）グループホームもやいの家うのはな（認知症対応型生活介護）、ディサービスセンターはまぼうふう（通所介護）、ディサービスセンターほのか（認知症対応型通所介護）、ケアプランセンターはまぼうふう（居宅介護支援）、グループホームはまぼうふう（認知症対応型生活介護）、グランドケアホームはまぼうふう（介護付き有料老人ホーム）、グループホームアゼリア（認知症対応型生活介護）、訪問介護ステーションアゼリア（訪問介護）、ディサービスセンタープランチアゼリア（認知症対応型通所介護）、グループホームプランチアゼリア（認知症対応型生活介護）、居宅介護支援事業所アゼリア（居宅介護支援）、松江センターアゼリア（介護老人保健施設、通所リハビリテーション）福祉用具レンタルアゼリア（福祉用具貸与）、

## 宣言内容(100字以内)

年齢や性別、国籍を問わず個人が自分らしく活躍できる職場づくりのために、人財確保、育成に取り組むことを宣言します

## 職場のアピールポイント

- ・女性が活躍できる職場です(主任以上の女性割合は約65%、課長以上の女性割合約60%)
- ・ライフステージに合わせて子育て中は時短勤務なども可能
- ・男性の育児休暇取得率は80%以上と、家庭との両立が出来る体制を整備しています
- ・新人職員や外国籍人財には、働きながら介護福祉士を目指せるよう、グループ内に実務者研修養成施設を開校しています(費用は法人が負担します)
- ・見守りセンサーや記録システムなどを導入し、業務効率化により、職員の負担を軽減しています
- ・自立支援介護を実施し、職員がやりがいをもって働ける職場づくりを実践しています
- ・地域貢献活動などを通じて、地域の方とのつながりを大切にしています
- ・人事評価制度を導入し、公平で分かりやすい評価を行い、評価結果を昇給や賞与に反映しています

## 「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	給与体系または給与表の導入	大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	<input checked="" type="checkbox"/>
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>

様式第1号(第4条関係)

**誓約事項**

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。